

独立行政法人国立病院機構徳島病院における競争的資金に係る間接経費取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、『競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ』（以下、「共通指針」という。）に基づき、独立行政法人国立病院機構徳島病院（以下、「徳島病院」という。）における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについて必要な事項を定め、不正使用を防止し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 間接経費とは、直接経費に対する一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う徳島病院の管理に必要な経費として、徳島病院が使用する経費である。

(間接経費の額)

第3条 間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とする。ただし、当該競争的資金等拠出元の機関による特別な定めがある場合には、その定めに従う。

(間接経費の用途)

第4条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するものとし、具体的な項目は別表に規定する。

(実績報告)

第5条 徳島病院長は、証拠書類等を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに当該競争的資金等拠出元の機関に報告するものとする。

(事務所管部署)

第6条 前条に係る間接経費等使用実績報告は、事務部企画課で作成、提出及び保管するものとする。

(その他)

第7条 関係府省より『共通指針』等の改正が施行された場合には、本取扱細則も必要に応じて改正するものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和2年12月1日から施行する。

間 接 経 費 の 主 な 使 途 の 例 示

徳島病院において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や徳島病院全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、徳島病院長が必要な経費と判断した場合、執行する場合がある。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。